

# News Letter vol.5

## Contents

● 弁護士コラム	パワハラ防止義務	弁護士 拾井 美香
● 弁護士コラム	誰のための養育費	弁護士 高田 沙織
● 弁護士コラム	終活における遺言書の作成(第3回)	弁護士 河合 亮
● 弁護士コラム	自転車事故の特徴と注意点(後編)	弁護士 船岡 亮太

## TOPICS Column

### パワハラ防止義務

政府は、2019年3月、職場でのパワーハラスメント防止に取り組むことを企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正案を閣議決定しました。今通常国会に提出し、成立すれば、大企業については2020年4月から、中小企業については2022年4月から防止措置を講ずることが義務化される見通しです。

セクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法、マタニティハラスメントに関しては育児・介護休業法で、それぞれ防止措置を講ずることが義務化されていましたが、パワハラに関しては、企業の自主的な取り組みに委ねられており、法律の定義もありませんでした。改正法案では、パワハラを「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題」と定義した上で、これに適切に対応するために雇用管理上必要な措置を講じることが定められる見込みです。

企業がパワハラ防止のために講じるべき具体的な措置内容については厚生労働省の指針で定められる予定であり、①加害者の懲戒規程を作り、周知する、②相談窓口を作る、③パワハラが起きたらすぐに調査し、被害者を保護し、加害者を懲戒する、④社員研修などで再発防止を図る、⑤被害者・加害者のプライバシーを守る、⑥相談したことを理由に解雇しないと社員に明示する等の措置が定められると予想されます。

弁護士

拾井 美香



現状でもハラスメント防止規程・懲戒規程を制定したり、相談窓口を設けたりしている会社も多いと思いますが、実際にパワハラが発生した場合に、どのように対処したらよいかわからず、頭を抱える人事担当者も多いようです。

パワハラを防止するためには、まず経営者が自らパワハラを許さないこと、厳重に処分することを明言するなどして、パワハラを許さない組織風土を作ることが最も重要です。その上で、パワハラ防止規程等の制定、相談窓口の整備・周知、管理職研修・一般社員研修の継続的な実施等、パワハラを防止するための具体的措置を講じていく必要があります。

社員研修では、パワハラの実例を説明し、社員一人一人が正しい理解を持てるようにするとともに、管理職には切な指導・管理の方法、部下とのコミュニケーションの取り方等を、一般社員には自己防衛法、上司とのコミュニケーションの取り方、ハラスメントによるダメージからの回復法等を伝授するのがよいでしょう。相談窓口に関しては、被害者から相談を受けたら迅速かつ適切に対応すること、担当者間で相談手順を確認し、被害者・加害者との信頼関係を構築できるようにすること等が重要になってきます。パワハラで精神的にダメージを受け、退職した社員の復職支援についても取り組んでいく必要があるでしょう。

## 誰のための養育費

子どもがいる夫婦が離婚する際、子どもの「養育費」について争いになることがよくあります。

離婚には大きく分けて次の3つがあります。

- ①協議離婚…夫婦間で合意をし、それを届け出ることによって成立するもの。
- ②調停離婚…家庭裁判所の調停を利用し、調停手続の中で離婚を合意し、これを調書に記載することによって成立するもの。
- ③裁判離婚…民法の定める一定の離婚原因がある場合に、離婚の訴えが認められ、判決によって成立するもの。

日本における離婚は協議離婚の占める割合が圧倒的に多くなっています。そのため、弁護士等の専門家による法的サービスを受けることなく、養育費の分担などに関する必要な取り決めをしないままに離婚が成立してしまうというケースが多く見られます。

そのような状況をふまえ、民法第766条が改正され、離婚の際に夫婦が取り決める事項として、面会交流や養育費の分担などが明文化されました。そして、取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記されました。

また、以上の内容は、協議離婚の際に使用する「離婚届」にも記載されるようになり、夫婦が協議離婚する際に、養育費の分担等について取り決めを行うよう促す工夫がなされています。

ところが、厚生労働省が実施した平成28年度全国ひとり親世帯等調査によれば、母子世帯において養育費の取り決めをしているという世帯は42.9%と半分以下になっており、取り決めをしていない最も大きな理由については、「相手と関わりたくない」が最も多くなっています。

弁護士

高田 沙織



他方、母子世帯における養育費の受給状況をみると、現在も受給していると回答した世帯は24.3%に留まっています。

確かに、離婚を決意した以上、相手と極力関わりたくないと思うことは人間の当然の心理ですし、やっと離婚について合意できたのにお金のことでもめて紛争を長引かせたくないという気持ちも理解できます。しかし、離婚後の子どもの心身の健全な成長のためには、継続した養育費の支払いは必要不可欠です。

離婚する夫婦は、子どものために、その取り決めと支払いについてきちんと協力する義務があります。夫婦間で話し合いが可能であれば、合意した内容を公正証書という書面にしておくとい良いでしょう。公正証書を作成しておけば、万が一支払いが滞った場合でも、相手の給料等を差押えることが可能となります。夫婦で話し合うことが難しければ、家庭裁判所の調停を利用するのが最も有用です。

調停では、調停委員(男性1名・女性1名)を介して相手と協議をすることになりますので、面と向かって直接話をする必要はありません。間に専門家を介することで、感情的にならずに、必要な事項について冷静に協議することができます。

私たち弁護士を介して相手と話し合うこともできます。よく「調停に一緒に行ってもらえることはできますか?」と聞かれることがありますが、それももちろん可能です。「相手と関わりたくない」からといって諦めず、誰のための養育費か、将来困ることになるのは一体誰なのか。一度、よく冷静になって考えてみるのが大切です。

## 終活における遺言書の作成(第3回)

弁護士

河合 亮



前回は遺言の種類についてお話しさせていただきました。

今回は、遺言書を作成したほうがいいですよ！ということについてお話しさせていただきます。

### 1. 「相続」が「争族」に

弁護士をしていると、遺産を巡って親族間で骨肉の争いになる場面を多々目にします。こういった場面に遭遇する度に、せつかく財産を残してくれたのにこんなことになってしまって被相続人が気の毒だなあとか、遺言を残しておいてくれたらここまで揉めることはなかったのかなあと思います。

「うちは子ども達みんな仲いいから遺産でトラブルになんてならないだろう」、「たくさん財産があるわけではないので、遺言を残すなんて仰々しい！」なんて思っていないませんか？

### 2. こんな統計があります

日本公証人連合会の調査によると、平成 7 年に 46,301 件だった公正証書遺言の作成件数が年々右肩上がり推移し、平成 20 年には 76,436 件に、平成 29 年には 110,191 件にも上っているそうです。

遺言を残す人が年々増加しているのは、以前の家督相続の時代から、相続人が均等に相続する時代へと変わったことにより、相続人の権利意識が高まり、相続をめぐる争いが年々増加している昨今の現状が背景にあるのではないかと考えられます。

そうだとすると、遺言は、自身がお亡くなりになった後、相続人間でトラブルになりそうだから残しておくというよりも、相続争いが起こりやすい時代ということを踏まえて、万が一にもトラブルにならないように書いておくものといえるでしょう。

また、司法統計によると、平成 28 年に家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件の内、約 75%が 5000 万円以下の遺産のケースで相続争いが起きており、約 33%は 1000 万円以下の遺産のケースで起きています。

相続争いは、相続税の基礎控除を受けられる遺産の範囲で最も起こっており、「財産がそんなにないから、遺言なんて必要ないよ」と思われるのは、時代に即したものではないと言えるでしょう。

### 3. ぜひ遺言書を

相続のルールは、とても細かく、複雑に法律で定められています。きちんと遺言を作成していても、兄弟姉妹以外の法定相続人については、遺留分が認められていますので、遺言書の内容が法定相続人の遺留分を侵害するものである場合には、遺言どおりの相続が行われないこともあり得ます。

ご自身の意向を遺言に最大限反映するためには、公証人のチェックを受けるだけでは不十分で、法律の専門家である弁護士にしっかりと相談し、作成するのが一番です。

今回のコラムを読んで、遺言書でも作成しようかなと思った方、ぜひ我々に相談して下さい。

3回に亘りお付き合いいただきありがとうございます。次回は、少しでも多くの遺産を相続人に残せるように、終活における財産管理についてお話しさせていただきます。

# Seminar Information

## セミナー開催の お知らせ

京都総合法律事務所では、社会保険労務士等の士業のみならず及び顧問をさせていただいている企業のみなさまに向けたセミナーを開催しております。

7/18(木)、23(火)、29(月) 16時～18時 問題社員対応の実務	8/20(水) 16時～18時 休職・復職	11/20(水) 16時～18時 重要判例研究 2019
---	--------------------------	---------------------------------

弁護士が時流に沿った労務問題(使用者側)や企業法務を取り上げます。労働問題・企業法務に熟知した弁護士が責任をもって講師を務め、実際の紛争トラブルを踏まえたポイントを解説いたします。少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解を深めることができます。ぜひご参加ください。

参加申し込み・お問い合わせ TEL: 075-256-2560

## 自転車事故の特徴と注意点

### 後編 ～人身(治療費)について～

#### 1. 保険未加入のケースが多い

自動車事故では多くの場合、加害者が加入している任意保険会社が治療費について一括対応してくれます。ところが自転車事故では、加害者が保険未加入であるケースが多くみられます。この場合、被害者は当面、健康保険等を使って自分で治療し、後日、加害者に治療費を請求することになります。

#### 2. 健康保険を使って治療した場合の注意点

他人に怪我をさせられた場合、その怪我の治療費は、怪我をさせた人(=加害者)に負担させるのが原則です。ところが、健康保険が絡むと少し話がややこしくなります。治療費の総額が100万円でも、実際に被害者が病院で支払うのは自己負担割合の部分のみです。自己負担割合が3割であれば30万円を支払い、残り70万円は健康保険組合(例えば全国健康保険協会(協会けんぽ))が支払うことになります。この場合、本来は加害者に負担させるべき治療費の7割(70万円)を健保組合が立て替えて支払っていることとなりますので、健保組合としては後日、治療費の7割(70万円)を加害者に請求することになります。ここで気をつけなければならないのが示談の場面です。被害者としては、(治療費については)自己負担分の30万円を加害者に払ってもらえれば、それで満足でしょう。

しかし、健保組合による立替払い分(70万円)の存在を明ら

弁護士

船岡 亮太



かにしないまま、加害者と30万円で示談してしまうと、70万円を誰が負担するかを巡って無用な紛争が生じます。

加害者としては30万円の支払いをもって示談完了と考えるので、後日健保組合から70万円を請求されても支払いを拒む可能性があります。そうすると被害者は、健保組合から「あなたが勝手に示談したせいで、立替払い分を加害者に請求できなくなった。」と言われ、保険給付(70万円)の返還を求められる可能性すらあるのです。

#### 3. まとめ

①保険に加入しましょう。自転車事故であっても、重大被害(ときには死亡事故)に繋がるケースも散見されます。自転車を利用する者は、いつ自分が加害者になるかも知れないという気持ちを忘れてはなりません(自戒を込めて)。保険加入は必須です。なお、京都府では、平成30年4月より条例で、保険加入が義務化されました。

②健康保険を利用した場合の示談に気をつけましょう。健康保険を使って治療をした場合には、示談前に必ずご加入の健保組合に連絡しましょう。また、示談書等には、健保組合の立替払い分の処理について明記するようにしましょう。



法律相談のご予約はこちら！

新規予約専用ダイヤル

075-256-2560

受付時間: 平日 9:00～18:00

京都総合法律事務所

〒604-0924 京都市中京区河原町

二条南西角 河原町二条ビル 5階